

第4回「医療安全の確保に向けた保健師助産師  
看護師法等のあり方に関する検討会」

議 事 次 第

平成17年6月8日（水）  
厚生労働省省議室（9階）  
17：00 ～ 19：00

1 開 会

2 議 題

行政処分を受けた看護師等に対する再教育について

助産所の嘱託医師について

その他

3 閉 会

資 料

資料1 行政処分を受けた看護師等に対する再教育について

資料2 助産所の嘱託医師について

資料3 第3回検討会において、「免許所持者の届出義務」及び「看護師、助産師及び准看護師の名称独占」に関して出された主な意見

## 行政処分を受けた看護師等に対する再教育について

|  |    |
|--|----|
| 保健師助産師看護師の行政処分について                             | 1  |
| 保健師・助産師・看護師行政処分の流れ                             | 3  |
| 保健師助産師看護師の行政処分の考え方                             | 4  |
| 保健師、助産師及び看護師の事案別処分件数（平成11年度～平成16年度）            | 8  |
| 保健師、助産師及び看護師の年度別処分件数                           | 9  |
| 保健師、助産師及び看護師の事案別・年度別処分件数（平成元年度～平成16年度）         | 10 |
| 行政処分の事例について                                    | 11 |
| 行政処分を受けた医師に対する再教育に関する検討会報告書（概要）                | 12 |
| 行政処分を受けた医師に対する再教育について（概要）                      | 14 |
| 行政処分を受けた医師に対する再教育に関する検討会報告書」を踏まえた新たな検討会の開催について | 15 |
| 「今後の医療安全対策について」報告書<br>医療安全対策検討ワーキンググループ報告書     | 17 |
| 行政処分を受けた保健師助産師看護師の再教育に係る論点                     | 32 |

## 保健師・助産師・看護師の行政処分について

### 1 処分の対象者〔保健師助産師看護師法第9条・第14条第1項〕

- ①罰金以上の刑に処せられた者
- ②保健師助産師看護師業務に関し犯罪又は不正の行為のあった者
- ③心身の障害により保健師、助産師、看護師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- ④麻薬・大麻若しくはあへんの中毒者
- ⑤保健師助産師看護師として品位を損するような行為のあった者

### 2 処分の内容

行政処分〔大臣からの命令書によるもの〕

- ①免許取消
- ②業務停止〈1月～5年〉

### 3 処分の流れ

#### (1) 事案の報告

免許の欠格事由に該当することが判明した場合、判決謄本等を添えて報告するよう各都道府県に依頼する。

#### (2) 意見陳述手続の決定

保健師助産師看護師法の規定において、処分の決定に先立ち、当事者に予定される処分の内容を示し、意見陳述の機会を与えることとされている。意見陳述には次の軽重二通りの方法があるので、「保健師助産師看護師行政処分の考え方」及び前例等を参考に厚生労働省で決定する。

- ①意見の聴取（免許取消の可能性有り）
- ②弁明の聴取（業務停止の可能性有り）

#### (3) 意見陳述の実施

都道府県知事に対し、厚生労働省で決定したいずれかの意見陳述（意見の聴取又は弁明の聴取）の実施を依頼する。

(4) 意見陳述の完了報告

都道府県知事は、意見陳述の完了後、当該都道府県知事及び看護協会会長等の意見、その他有利となる書類として提出されたものを添付した調書を作成し、厚生労働大臣に報告する。

(5) 医道審議会保健師助産師看護師分科会看護倫理部会

上記の報告を受け、調書等関係書類をまとめ、看護倫理部会に諮問し、処分内容について審議する。審議結果は、厚生労働大臣に答申される。

また、行政処分を行う必要がないと判断された者については、戒告又は不問として大臣に答申される。

(6) 処分の決定

看護倫理部会の答申を踏まえ、大臣決裁を経て処分を決定する。

(7) 処分の通知及び効力

免許取消及び業務停止にかかる大臣の命令書は、厚生労働省から本人に郵送し、また、戒告及び不問の者には、医政局長からの文書をもって厳重注意する。

なお、処分の効力発行日は、通常処分決定日より2週間後である。

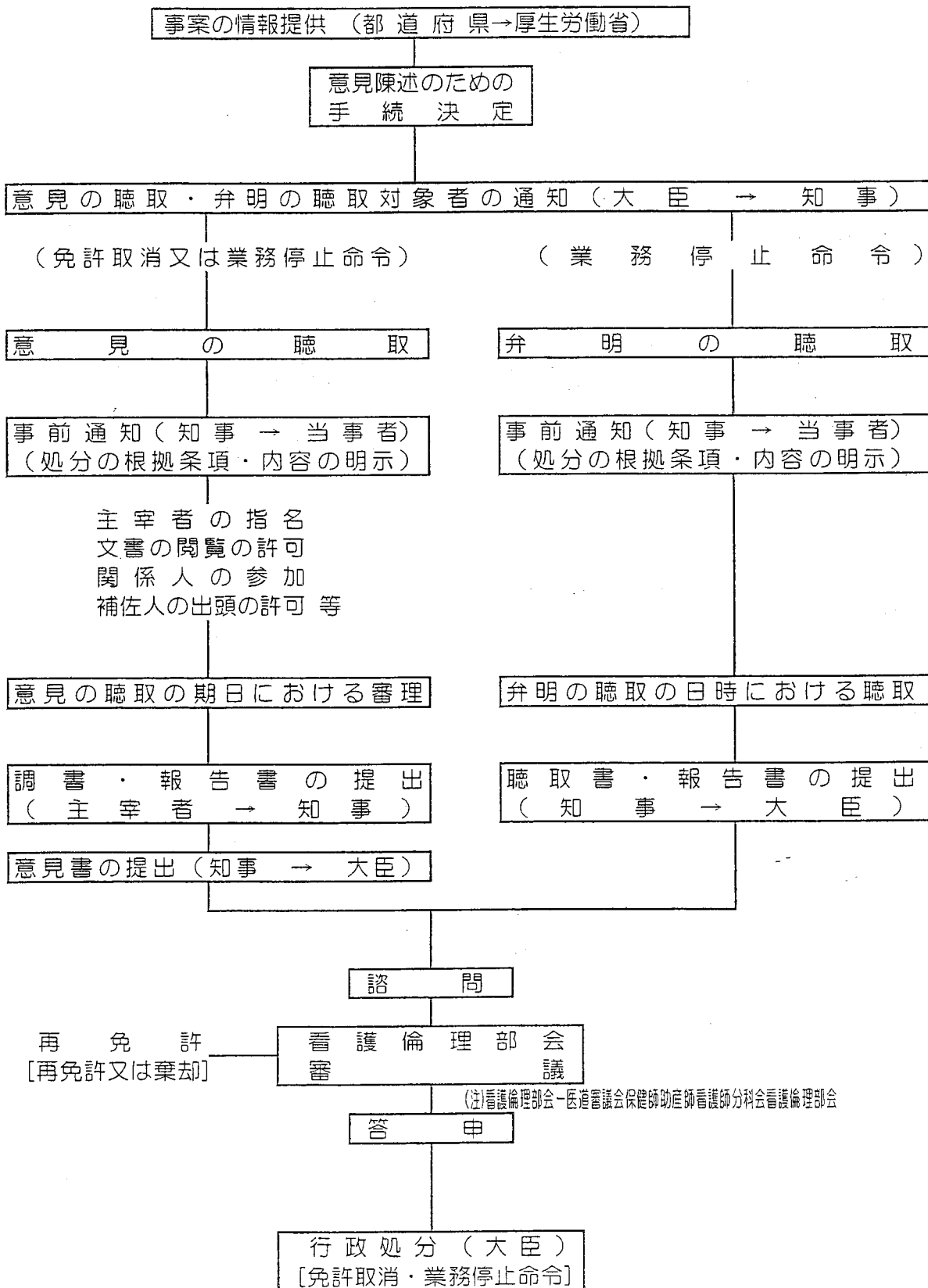
#### 4 再免許申請

過去に免許を取り消された者への再付与については、保健師助産師看護師法第14条第3項の規定により、再免許を付与することが適当か否か看護倫理部会に諮問する。

[再免許するか棄却するかを決定し、大臣に答申する。]

また、決定の内容については、厚生労働省より本人に通知する。

# 保健師・助産師・看護師行政処分の流れ



平成14年11月26日

医道審議会保健師助産師看護師分科会

看護倫理部会

### 保健師助産師看護師行政処分の考え方

当部会は、保健師助産師看護師（以下「看護師等」という。）の行政処分に関する意見の決定に当たり、過去における当部会の議論等を踏まえつつ、昨今の社会情勢や社会通念の変化に対応して、当面、以下の考え方により審議することとする。

#### 1 行政処分の考え方

保健師助産師看護師法第14条に規定する行政処分については、看護師等が、罰金以上の刑に処せられた場合等に際し、看護倫理の観点からその適正等を問い、厚生労働大臣がその免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずるものである。

処分内容の決定においては、司法処分の量刑を参考にしつつ、その事案の重大性、看護師等に求められる倫理、国民に与える影響等の観点から、個別に判断されるべきものであり、かつ、公正に行われなければならないと考える。

このため、当部会における行政処分に関する意見の決定に当たっては、生命の尊重に関する視点、身体及び精神の不可侵性を保証する視点、看護師等が有する知識や技術を適正に用いること及び患者への情報提供に対する責任性の視点、専門職としての道徳と品位の視点を重視して審議していくこととする。

## 2 事案別の考え方

### (1) 身分法（保健師助産師看護師法、医師法等）違反

保健師助産師看護師法、医師法等の医療従事者に関する身分法は、医療が国民の健康に直結する極めて重要なものであるとの考え方から、定められた教育課程を修了し免許を取得した者が医療に従事すること及び免許を取得していない者が不法に医療行為を行うことのないよう規定している。また、不法に医療行為を行った際の罰則についても、国民の健康に及ぼす害の大きさを考慮して量刑が規定されているところである。

行政処分に当たっては、司法処分の量刑の程度に関わらず、他者の心身の安全を守り国民の健康な生活を支援する任務を負う看護師等が、自らに課せられた基本的倫理を遵守せず、国民の健康を危険にさらすような法令違反を犯したことを重く見るべきである。

### (2) 麻薬及び向精神薬取締法違反、覚せい剤取締法違反及び大麻取締法違反

麻薬等の違法行為に対する司法処分は基本的には懲役刑（情状により懲役及び罰金）であり、その量刑は、不法譲渡、不法所持した麻薬等の量、施用期間の長さ等を勘案して決定されている。累犯者についても重い処分となっている。

行政処分に当たっては、麻薬等の害の大きさを十分認識している看護師等が違法行為を行ったこと、麻薬等を施用して看護業務を行った場合には患者の安全性が脅かされること、さらに、他の不特定の者へ犯罪が伝播する危険があること等を重く見るべきである。

### (3) 殺人及び傷害

本来、人の生命や身体を守るべき看護師等が、殺人や傷害の罪を犯すことは、看護師等としての資質や基本姿勢が問われるだけではなく、専門職としての社会的な信用を大きく失墜させるものである。特に、殺人を犯した場合は基本的に免許取消の処分がなされるべきである。

ただし、個々の事案では、その様態や原因も様々であり、行政処分に当たっては、それらを考慮に入れるのは当然である。

#### (4) 業務上過失致死傷（交通事犯）

交通事故による致死傷等に対する司法処分では、警察等への通報や被害者を救護せずそのまま逃走した事犯の場合、厳しく責任を問われている。

元来、看護師等は人の心身の安全を守るべきであるにもかかわらず、適切な救護措置をとらなかつたり、通報もしなかつたということは悪質であり、行政処分に当たっては、看護師等としての資質及び適性を欠くものでないかどうかを十分に検討し、相当の処分を行うべきである。

#### (5) 業務上過失致死傷（医療過誤）

看護師等の業務は人の生命及び健康を守るべきものであると同時に、その業務の性質から危険を伴うものである。従って看護師等に対しては、危険防止の為に必要とされる最善の注意義務を要求される。看護師等が国民の信頼に応えず、当然要求される注意義務を怠り、医療過誤を起こした事案については、専門職としての責任を問う処分がなされるべきである。

ただし、医療過誤は、様々なレベルの複合的な管理体制上の問題の集積によることも多く、一人の看護師等の責任に帰することができない場合もある。看護師等の注意義務違反の程度を認定するに当たっては、当然のことながら、病院の管理体制や他の医療従事者における注意義務違反の程度等も勘案する必要がある。

なお、再犯の場合は、看護師としての資質及び適性を欠くものでないかどうかを特に検討すべきである。

#### (6) わいせつ行為等（性犯罪）

人の身体に接する機会が多く、身体の不可侵性を特に重んじるべき看護師等がわいせつ行為を行うことは、専門職としての品位を貶め、看護師等に対する社会的信用を失墜させるだけでなく、看護師等としての倫理性が欠落している、あるいは看護師等として不適格であると判断すべきである。

特に、看護師等の立場を利用して行った事犯や、強姦・強制わいせつ等、被害者の人権を軽んじ、心身に危害を与えた事犯については、悪質であるとして相当に重い処分を行うべきである。



## (7) 詐欺・窃盗

信頼関係を基にその業務を行う看護師等が詐欺・窃盗を行うことは、専門職としての品位を貶め、看護師等に対する社会的信用を失墜させるものである。

特に、患者の信頼を裏切り、患者の金員を盗むなど看護師等の立場を利用して行った事犯（業務関連の事犯）については、看護師等としての倫理性が欠落していると判断され、重くみるべきである。

保健師、助産師及び看護師の事案別処分件数（平成元年度～平成16年度）

| 区 分               | 保健師       |           |         | 助産師       |           |         | 看護師       |           |         | 計         |           |         | 実 数       |           |         |
|-------------------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|---------|
|                   | 免許取消<br>件 | 業務停止<br>件 | 小計<br>件 | 免許取消<br>件 | 業務停止<br>件 | 小計<br>件 | 免許取消<br>件 | 業務停止<br>件 | 小計<br>件 | 免許取消<br>件 | 業務停止<br>件 | 合計<br>件 | 免許取消<br>人 | 業務停止<br>人 | 合計<br>人 |
| 保健師助産師看護師法違反      |           |           |         |           |           |         |           |           |         |           |           |         |           |           |         |
| その他の身分法違反         |           |           |         |           |           |         |           |           |         |           |           |         |           |           |         |
| 麻 薬 取 締 法 違 反     |           |           |         |           |           |         |           | 5         | 5       |           | 5         | 5       |           | 5         | 5       |
| 覚 せ い 剤 取 締 法 違 反 |           |           |         |           |           |         | 1         | 11        | 12      | 1         | 11        | 12      | 1         | 11        | 12      |
| 大 麻 取 締 法 違 反     |           |           |         |           |           |         |           | 1         | 1       |           | 1         | 1       |           | 1         | 1       |
| 殺 人 及 び 傷 害       | 1         |           | 1       | 1         |           | 1       | 8         |           | 8       | 10        |           | 10      | 8         |           | 8       |
| 業務上過失致死（傷害）等／車両   |           | 1         | 1       |           |           |         |           | 15        | 15      |           | 16        | 16      |           | 15        | 15      |
| 業務上過失致死（傷害）／医療    |           |           |         |           | 1         | 1       |           | 31        | 31      |           | 32        | 32      |           | 31        | 31      |
| わ い せ つ           |           |           |         |           |           |         | 4         | 4         | 8       | 4         | 4         | 8       | 4         | 4         | 8       |
| 詐 欺 ・ 窃 盗         |           | 1         | 1       |           | 1         | 1       | 2         | 20        | 22      | 2         | 22        | 24      | 2         | 20        | 22      |
| そ の 他             |           | 1         | 1       |           | 1         | 1       | 3         | 8         | 11      | 3         | 10        | 13      | 3         | 8         | 11      |
| 計                 | 1         | 3         | 4       | 1         | 3         | 4       | 18        | 95        | 113     | 20        | 101       | 121     | 18        | 95        | 113     |

（注）実数欄は複数の免許所持者がいるため実人数とした。

### 保健師、助産師及び看護師の年度別処分件数

| 区 分    | 保健師       |           | 助産師       |           | 看護師       |           | 計         |           | 実数        |           |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|        | 免許取消<br>件 | 業務停止<br>件 | 免許取消<br>件 | 業務停止<br>件 | 免許取消<br>件 | 業務停止<br>件 | 免許取消<br>件 | 業務停止<br>件 | 免許取消<br>人 | 業務停止<br>人 |
| 平成 元年度 |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
| 平成 2年度 |           |           |           |           | 1         | 2         | 1         | 2         | 1         | 2         |
| 平成 3年度 | 1         |           | 1         |           | 1         |           | 3         |           | 1         |           |
| 平成 4年度 |           |           |           |           |           | 1         |           | 1         |           | 1         |
| 平成 5年度 |           |           |           |           |           | 3         |           | 3         |           | 3         |
| 平成 6年度 |           |           |           |           | 1         |           | 1         |           | 1         |           |
| 平成 7年度 |           |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
| 平成 8年度 |           |           |           | 1         | 3         | 1         | 3         | 2         | 3         | 1         |
| 平成 9年度 |           |           |           |           |           | 5         |           | 5         |           | 5         |
| 平成10年度 |           |           |           |           | 1         | 6         | 1         | 6         | 1         | 6         |
| 平成11年度 |           |           |           |           | 1         | 3         | 1         | 3         | 1         | 3         |
| 平成12年度 |           | 2         |           | 1         | 2         | 8         | 2         | 11        | 2         | 8         |
| 平成13年度 |           |           |           |           | 1         | 12        | 1         | 12        | 1         | 12        |
| 平成14年度 |           |           |           |           | 1         | 6         | 1         | 6         | 1         | 6         |
| 平成15年度 |           |           |           | 1         | 2         | 28        | 2         | 29        | 2         | 28        |
| 平成16年度 |           | 1         |           |           | 4         | 20        | 4         | 21        | 4         | 20        |
| 合 計    | 1         | 3         | 1         | 3         | 18        | 95        | 20        | 101       | 18        | 95        |

保健師、助産師及び看護師の事案別・年度別処分件数（平成11年度～平成16年度）

| 区 分             | 平成11年度   |          | 平成12年度   |      |   | 平成13年度   |          | 平成14年度   |          | 平成15年度   |          | 平成16年度   |          | 計    |   |    |      |   |    | 実 数  |    |    |      |   |    |   |    |    |
|-----------------|----------|----------|----------|------|---|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|------|---|----|------|---|----|------|----|----|------|---|----|---|----|----|
|                 | 免許<br>取消 | 業務<br>停止 | 免許<br>取消 | 業務停止 |   | 免許<br>取消 | 業務<br>停止 | 免許<br>取消 | 業務<br>停止 | 免許<br>取消 | 業務<br>停止 | 免許<br>取消 | 業務<br>停止 | 免許取消 |   |    | 業務停止 |   |    | 免許取消 |    |    | 業務停止 |   |    |   |    |    |
|                 | 看        | 看        | 看        | 保    | 助 | 看        | 看        | 看        | 看        | 看        | 助        | 看        | 看        | 保    | 看 | 保  | 助    | 看 | 保  | 助    | 看  | 保  | 助    | 看 | 保  | 助 | 看  |    |
| 保健師助産師看護師法違反    | 件        | 件        | 件        | 件    | 件 | 件        | 件        | 件        | 件        | 件        | 件        | 件        | 件        | 件    | 件 | 件  | 件    | 件 | 件  | 件    | 件  | 件  | 件    | 件 | 件  | 件 | 件  |    |
| その他の身分法違反       |          |          |          |      |   |          |          |          |          |          |          |          |          |      |   |    |      |   |    |      |    |    |      |   |    |   |    |    |
| 麻薬取締法違反         |          |          |          |      | 1 |          | 1        |          |          |          |          |          |          | 1    |   |    |      |   |    |      | 3  |    |      |   |    |   | 3  |    |
| 覚せい剤取締法違反       |          |          |          |      |   |          | 1        |          | 1        |          |          | 1        |          | 2    |   |    |      |   |    |      | 5  |    |      |   |    |   | 5  |    |
| 大麻取締法違反         |          |          |          |      |   |          |          |          |          |          |          |          |          | 1    |   |    |      |   |    |      | 1  |    |      |   |    |   | 1  |    |
| 殺人及び傷害          | 1        |          | 1        |      |   |          |          |          |          |          |          |          |          | 2    |   |    |      | 4 |    |      |    |    |      |   | 4  |   |    |    |
| 業務上過失致死（傷害）等／車両 |          |          |          |      | 1 |          | 3        |          |          |          |          | 5        |          | 1    | 6 |    |      | 1 |    | 15   |    |    |      |   |    |   | 15 |    |
| 業務上過失致死（傷害）／医療  |          |          |          |      |   |          | 5        |          | 3        |          | 1        | 13       |          |      | 6 |    |      |   | 1  | 27   |    |    |      |   |    |   | 27 |    |
| わ い せ つ         |          |          | 1        |      | 1 |          | 1        | 1        | 1        |          |          |          |          | 1    | 1 |    |      | 3 |    | 4    |    |    |      | 3 |    |   | 4  |    |
| 詐 欺 ・ 窃 盗       |          | 2        |          | 1    | 1 | 4        |          |          | 1        | 2        |          | 8        |          |      | 3 |    |      | 2 | 1  | 1    | 18 |    |      |   | 2  |   | 18 |    |
| そ の 他           |          | 1        |          | 1    |   | 1        | 1        | 1        |          |          |          | 1        | 1        |      |   |    |      | 2 | 1  |      | 4  |    |      |   | 2  |   | 4  |    |
| 計               | 1        | 3        | 2        | 2    | 1 | 8        | 1        | 12       | 1        | 6        | 2        | 1        | 28       | 4    | 1 | 20 | 0    | 0 | 11 | 3    | 2  | 77 | 0    | 0 | 11 | 0 | 0  | 77 |

（注）実数欄は複数の免許所持者がいるため実人数とした。

# 行政処分 の 事 例 に つ い て

| 区 分                                 | 行政処分     | 職 種        | 事 件 の 概 要  |
|-------------------------------------|----------|------------|--|
| 覚せい剤取締法違反                           | 業務停止1年6月 | 看護師        | 覚せい剤を飲料水とともに飲み下すとともに、勤務先の更衣ロッカー内に覚せい剤結晶性粉末を所持していたものであり、懲役1年6月、執行猶予3年の刑に処せられた。  |
| 業務上過失傷害<br>道路交通法違反                  | 業務停止3月   | 保健師<br>看護師 | 自動車を運転中、前方注視不十分のまま進行した結果、進路前方を横断中の歩行者の右足を轢過する等し、加療約2か月を要する傷害を負わせ、その後、報告義務を怠ったものであり、罰金40万円の刑に処せられた。   |
| 道路交通法違反<br>危険運転致死                   | 業務停止2年   | 看護師        | 酒気を帯びた状態で自動車を運転し、交差点を直進するに当たり対面信号機が赤を表示していたにも関わらず殊更は無視して進入した結果、右方から青信号に従って進入してきたA子運転の原動機付自転車に衝突し、A子を死亡させたものであり、懲役3年の刑に処せられた。                             |
| 業務上過失致死<br>(医療事故)                   | 業務停止3月   | 看護師        | 入院中の患者に対し、尿中Cペプチド検査を実施する際アジ化ナトリウムを取り扱うに当たり、A子は具体的な使用方法等を申し送るなどをせず、B子に業務を引き継ぎ、看護助手を介して同薬剤を交付した。その後B子が薬剤を経口薬だと誤信し、患者に服用させた結果、患者を死亡させたもので、各々罰金50万円の刑に処せられた。 |
| 業務上過失致死<br>(医療事故)                   | 業務停止3月   | 看護師        | 患者に装着していた人工呼吸器のアラームが鳴り、付属の機器に接続されていたホースが外れていたにも拘わらず、アラーム一時解除キーを押し、ホースを接続しなかった。その後再度アラームが鳴り、ホースを誤って接続したため酸素供給が遮断され、患者を死亡させたものであり、罰金30万円の刑に処せられた。          |
| 業務上過失致死<br>(医療事故)                   | 業務停止2月   | 看護師        | 患者に対し下痢症の薬液を胃腸に注入するに当たり、右胸部に挿入されていた輸液ラインの点滴チューブを、鼻部に挿入されていた経腸ラインの点滴チューブと思い込み、その側管から薬液を鎖骨下静脈に注入した過失により、肺動脈閉塞に基づく呼吸不全により死亡させたものであり、罰金50万円の刑に処せられた。         |
| 業務上過失致死<br>(医療事故)                   | 業務停止3月   | 看護師        | 患者に対し、全身麻酔・鎮静剤ディプリバンを投与するに当たり、シリンジ流量設定スイッチを〇ミリリットルに設定すべき所を誤って〇〇ミリリットルに設定し投薬開始したため、同剤を過量投与し、心肺停止に基づく低酸素性脳障害により死亡させたものであり、罰金50万円の刑に処せられた。                  |
| 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反 | 業務停止6月   | 看護師        | A子が18歳未満であることを知りながら性交を行い、その代償として現金〇万円を供与し、もって児童買春をしたものであり、罰金50万円の刑に処せられた。  |
| 窃 盗                                 | 業務停止1年   | 看護師        | 以前勤務していた病院の手術室女子更衣室のA子使用のロッカーより、現金約〇千円及びキャッシュカード在中の財布〇個を窃取し、そのカードを利用して現金合計〇万円を引き出して窃取したものであり、懲役8月、執行猶予3年の刑に処せられた。  |
| 有印公文書偽造、<br>同行使、詐欺                  | 業務停止2年6月 | 看護師        | 勤務先病院で、向精神薬を詐取しようとして、注射箋を偽造し、その注射箋を用いて薬剤師を誤信させ、薬剤の交付を受けたものであり、懲役2年2月、執行猶予3年の刑に処せられた。(被害金額合計〇千円)  |

# 行政処分を受けた医師に対する再教育に関する検討会報告書（概要）

## 1 はじめに

- 医道審議会医道分科会の方針（平成16年3月）に基づき、行政処分を受けた医師に対する再教育の具体的内容について取りまとめたもの。
- 行政処分を受けた歯科医師に対しても、同様の取組みが講じられるべきであること。

## 2 行政処分の現状と問題点

- 医業停止を受けた医師（被処分者）は、医業停止期間を過ぎれば、特段の条件なく医業に復帰することができること。
- しかし、被処分者は職業倫理の欠如や医療技術の未熟さ等があって、行政処分のみでは反省や適正な医業の実施が期待できないとの指摘があることから、被処分者が反省し、医業再開後に適正な医業が行われるようにするための具体的な過程を整理することが必要。

## 3 再教育の在り方

### （1）再教育の目的

- 国民に対し安心・安全な医療、質の高い医療を確保する観点から、被処分者の職業倫理を高め、併せて、医療技術を再確認し、能力と適性に応じた医療を提供するように促すこと。

### （2）再教育の内容

- 被処分者ごとに、職業倫理・医療技術のそれぞれについて助言指導者（後述）を選任すること。
- 職業倫理に関する再教育においては、教育的講座の受講、社会奉仕活動等の中から各被処分者が組み合わせて実施（月1回程度、助言指導者が面接）。
- 行政処分の理由が医療技術上の問題と考えられる場合には、当該技術について評価を行い、被処分者の能力と適性に応じた、医業再開の環境と条件を検討する機会とすること。
- 医業停止期間が長期にわたる場合には、医学知識の不足と医療技術の低下を補えるものとする。

### （3）再教育を受けるべき対象者

- 職業倫理に関する再教育（倫理研修）については、職業倫理について自ら省みる機会を提供するという観点から、行政処分を受けた者全てを対象。
- 医療技術に関する再教育（技術研修）については、原則として医療事故を理由とした行政処分を受けた医師及び医業停止期間が長期に及ぶ医師を対象。  
※免許取消処分を受けた者については、将来的に免許の再交付がなされる場合に、再教育を義務づけることが適当。

#### (4) 再教育の助言指導者

○被処分者の状況に応じて適切な指導、助言を行う者（助言指導者）の存在が重要。

○倫理研修における助言指導者は、必ずしも医師であることを要しないこと。

○技術研修における助言指導者は、被処分者の医療技術を評価する役割を担うため、当該分野において専門的知識・技術を有する医師であること。

#### (5) 再教育の提供者

○再教育は、助言指導者自身が提供する場合もあれば、助言指導者とともに作成する研修計画書に基づき、第三者が提供する場合もあること。

○倫理研修の提供者は、助言指導者自身の他、医療関係団体や、社会奉仕団体、公益団体、学校法人などが想定できること。

○技術研修の提供者は、助言指導者、あるいは当該医療分野において実績をもつ医療機関ないし医師個人であること。

○再教育に係る直接の費用は、原則として、再教育を受ける者の負担とすることが適当と考えられること。

#### (6) 再教育修了の認定

○厚生労働省は、研修実施報告書（被処分者が作成）及び研修評価書（助言指導者が作成）を審査の上、一定の評価基準を踏まえ、再教育の修了の認定等の措置をとることが考えられること。

○被処分者が再教育を受けない等の場合には、必要な措置を行うべきであること。

#### (7) 再教育の実効性を担保する方法

○医師法を改正して、被処分者に対して再教育を義務付けることが必要。

#### (8) 国の役割

○医師法改正により、再教育制度に法的な根拠を与えるとともに、助言指導者の養成等の環境整備を行うこと。

○国に、行政処分の根拠となる事実関係について、調査権限に基づき調査を行うなど行政処分に係る事務を担当する全国的な専門組織を設けることが適当であること。

### 4 当面の対応

○当面は、現行制度の下で試行的に対応し、その取組みにおける知見を踏まえて、実効性のある再教育制度を構築すべきであること。

### 5 行政処分の在り方等に関する検討事項

○本検討会と別の場で検討されるべきことであるが、その際に役立つよう、検討事項（新たな行政処分の類型の設置、医療事故を理由とした行政処分の在り方、再教育を修了した者の医籍への登録等）を記述したこと。

# 行政処分を受けた医師に対する再教育について（概要）

## 再教育の目的

行政処分を受けた医師に対する再教育については、国民に対し安心・安全な医療、質の高い医療を確保する観点から、被処分者の職業倫理を高め、併せて、医療技術を再確認し、能力と適性に合った医療を提供するよう促すことを目的とする。

|             | 職業倫理に関する再教育（倫理研修）   | 医療技術に関する再教育（技術研修）  |   |
|-------------|---|--|---|
| 対象者         | ○医業停止処分を受けた者（被処分者）全員  | ○医療事故が理由で医業停止処分を受けた者   | ○医業停止期間が長期に及ぶ者  |
| 再教育についての考え方 | ○行政処分を受けた際に自ら省みる機会を提供する   | ○行政処分の理由となった技術について評価を行い、能力と適性に合った、医業再開の環境と条件を検討する機会とする   | ○医業復帰に当たって、医学知識の不足と医療技術の低下を補うとともに、再就業先の環境に応じた医療技術の修得を支援する |
| 再教育の内容      | ○教育的講座の受講、社会奉仕活動、心身の鍛練、読書、執筆等の中から、助言指導者の支援のもとで、被処分者の置かれた状況にふさわしいものを組合わせて実施（助言指導者による月に1回程度の定期的な面接）                             | ○専門的な知識・技術を有する医師が、被処分者の医学知識と医療技術の評価を行う<br>○医学知識、医療技術に問題ないことを確認する<br>○被処分者が、自らの医療技術上の問題点を認識して、自らの能力と適性に合った就業環境を選択する旨の自己評価 |   |
| 助言指導者       | ○研修内容について助言し、研修成果を評価する役割<br>○医師以外の場合は、何らかの形で医療に関わった者であり、指導的な立場にある医師と連携のとれる者   | ○被処分者の医療技術を評価する役割<br>○当該医療分野において専門的な知識・技術を有する医師（必要に応じて、助言及び評価の補佐を行う医師を選任する）  |   |
| 再教育の提供者     | ○助言指導者の他、医療関係団体、社会奉仕団体、公益団体、学校法人 など   | ○助言指導者の他、当該医療分野において実績をもつ医療機関ないし医師個人 など   |   |
| 再教育期間       | ○3か月～1年程度（処分事例ごとに定める）   | ○専門的な知識・技術を有する医師のもとで、一定期間指導を受ける（医行為を伴う技術研修については、医業停止期間が終了した後に行う）   |   |
| 再教育修了評価基準   | ○医療を支える法制度等について理解がある<br>○医師に求められる職業倫理について理解がある<br>○行政処分を受けるに至った理由に対し、反省し、同様の問題を起こさない決意が確認できる<br>○自分自身の内的要因を洞察し、改善を図る取組ができる など | ○医療事故を引き起こした領域における医学知識・医療技術に問題がないことが確認できる  | ○医業再開後の業務内容を適切に選択できる<br>○医学知識、医療技術に問題がないことが確認できる          |
| 再教育修了の認定    | ○研修の実施後に、被処分者は研修実施報告書（被処分者が作成）及び研修評価書（助言指導者が作成）を厚生労働省に提出する<br>○適切に研修が実施されたと認められる場合、再教育の修了を認定し、再教育修了通知書を発行する                   |  |   |

※免許取消処分を受けた者については、将来的に免許の再交付がなされる場合に、再教育を義務づけることが適当。



## 「行政処分を受けた医師に対する再教育に関する検討会」報告書を踏まえた新たな検討会の開催について

### 1 趣旨

有識者からなる検討会を開催し、4月にとりまとめられた「行政処分を受けた医師に対する再教育に関する検討会」報告書で提言された、行政処分のあり方などの事項についてさらに検討を進める。

### 2 主な検討事項

#### ・ 処分類型の見直し

現行の行政処分の類型は「免許取消」と「医業停止」のみであるが、再教育制度の導入に当たり、医業停止期間は医業を含む再教育が実施できないこと等を踏まえ、「戒告」等の医業停止を伴わない行政処分の類型を設けることについて、どう考えるか。

#### ・ 長期間の医業停止処分の在り方について

長期間の医業停止は、医業再開に当たって技術的な支障となる可能性が大きいことを踏まえ、医療の安全と質を確保する観点から、長期間の医業停止処分となるような事例については免許取消とする一方、免許取消に至らない事例については、一定期間の医業停止処分と十分な再教育を併せて課すことなど、長期間の医業停止処分の在り方についてどう考えるか。

#### ・ 行政処分に係る調査権限の創設について

近年の行政処分件数の増加や医療事故を繰り返す医師に対する行政処分の要請の高まり及び迅速な行政処分の必要性に鑑み、国に、行政処分の根拠となる事実関係に係る調査権限を持たせることについてどう考えるか。

- ・医籍の記載事項

医師免許は医籍に登録されることによって行われ、行政処分に関する事項も医籍に登録されている。再教育は、医業に復帰するための重要な過程であることから、再教育を修了した旨についても医籍に登録することについて、どう考えるか。

- ・再免許等に係る手続の整備

行政処分を避ける目的で、行政処分の可能性がある医師が処分決定前に免許を自主的に返上した場合、行政処分は実施されず、かつ、現行法規では再免許交付を妨げる明確な規定がない。こうした事例に対応できる手続を整備することについてどう考えるか。

- ・国民からの医師資格の確認の方法について

現行では、国民が、ある人が医師であることの確認を行う手段がないが、そのための実現方策、問題点等についてどう考えるか。

- ・その他

### 3. 検討スケジュール

17年中を目途に、報告書を取りまとめることとする。